

1-1

令和4年8月8日

自由民主党枚方市支部
支部長 出来 成元 殿
(FAX 072-846-5599)

大阪市中央区南本町 1-4-10 StoRK ビル 4 階
弁護士法人あすなる あすなる法律事務所
前田富枝氏及び長友克由氏代理人
弁護士 原 正和
TEL 06-6268-5070/FAX 06-6268-5071

回答書

前略 当職は、前田富枝氏（以下「前田氏」といいます。）及び長友克由氏（以下「長友氏」といいます。）の代理人として、貴殿より令和4年8月4日にFAXで送信されてきた「回答書」（以下「貴書面」といいます。）に対し、以下の通り、回答致します。

1 自民党規律規約第9条違反との点について

長友氏において、自民党大阪府連に対し、「自民党規律規約第9条に違反するものと思料されます」と記載された貴殿らからの令和4年4月18日付書面（自枚第4-04）を見せたうえ、もし長友氏と前田氏が令和5年4月に実施される予定の枚方市議会議員選挙において自民党の公認を受けずに立候補した場合、自民党規律規約第9条違反に該当することになるかと問い合わせたところ、大阪府連から、同条違反とはならないとの回答があったものですので、貴殿が貴書面で指摘しておられるような「聞き方の問題」といったものではないと考えます。

2 枚方市支部の「党紀委員会」について

貴殿は、貴書面において、枚方市支部の党紀委員会は、枚方市「支部の役員会等で設置することは可能」と書いておられますが、その具体的な根拠を教えてください。枚方市支部の党紀委員会を設置することが可能であるということは枚方市支部の規約のどこに書いてあるのか、教えてください。

また、仮に枚方市支部において党紀委員会を設置する根拠があるとして、枚方市支部の党紀委員会の設立は、いつ、誰が、どのようにして決めたのかを教えてください。また、枚方市支部の党紀委員会を設置したことは、枚方市支部に所属す

1-2

る党员に対して、いつ、どのように伝えたのかも教えて下さい。

なお、枚方市支部所属の党员にその旨を伝えなくても良いとご回答される場合は、党员に説明ないし報告しなくても良いとする根拠は何なのかにつき、教えて下さい。

3 「支部を除名」したとする点について

貴殿は、貴書面においても、長友氏につき、「支部を除名」したと明確に書いておられますが、枚方市支部の支部長あるいは役員会において、枚方市支部に所属している党员につき、「支部を除名」（但し、「党员の除名」ではない）することが出来るとする根拠は何なのか、具体的に明らかにして頂きたいです。

貴殿は、貴書面の1頁目最終行において、「党员の処分は支部の権限でない」と明記しておられますが、支部から除名することは「党员の処分」にほかならないのではないのでしょうか。

なお、貴殿は、貴書面において、「支部を除名」した長友氏に対して「支部大会の案内」はしていると書いておられ、また、支部に公認申請を出すようにも求めておられますが、これらのことからしても、そもそも「支部を除名」の意味が不明であることもあわせて指摘させていただきます。

4 枚方市支部の臨時支部大会を開催しない理由を明らかにして下さい

令和4年5月26日、枚方市支部に所属する党员合計1244名の過半数である678名が、枚方市支部長である貴殿に対して、署名の原本を手渡し、令和4年6月12日までに枚方市支部の臨時支部大会を開催するよう求めました。

そのため、貴殿は、枚方市支部規約7条2項但書に基づき、枚方市支部の支部長として支部大会を開催しなければならないにもかかわらず、これまで支部大会を開催していません。すなわち、貴殿は、枚方市支部長として本来行うべきことを行っていない状況が続いています。

貴殿は、このように枚方市支部長として自らが規約に違反していることにつき、どのように考えているのか、説明してください。

また、仮に臨時支部大会を開催しないことについて何らかの理由があるという場合には、そのことを党员（少なくとも臨時支部大会の開催を求めている党员）に対して説明すべきと考えますが、そのような説明すらも何ら行っていない理由についてもご説明下さい。

（参考：自民党枚方市支部規約の抜粋）

第七条 支部大会は本支部の最高議決機関とし、本支部所属の党员をもって構成する。

1-3

- ② 支部大会は毎年一回、支部長が十日前迄に文書で招集し開催する。但し、所属党員の三分の一以上の要求があった場合、及び支部役員が必要と認めた場合は臨時支部大会を開催しなければならない。
 - ③ 支部大会は委任状を含め支部構成員の三分の一の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数で議決する。
- (以下、省略)

草々